

経営期間が十年未満の外商投資企業を対象に、自動発生した延滞税に対する処理方法

2011年05月13日

質問内容:

我々は外商投資企業で、生産性外商投資企業の企業所得税に対する「両免三減半」の優遇政策を受けている納税人であるが、経営期間十年未満で登録抹消を申請することになりました。「国家税务总局关于外商投资企业和外国企业原有若干税收优惠政策取消后有关事项处理的通知」(国税发[2008]23号)の規定によると、企業生産経営業務の性質と経営期間に変化が生じたため、外商投資企業が「中華人民共和国外商投資企业和外国企業所得税法」の規定条件に適合しなくなった場合、それまで(優遇過渡期を含む)の定期減免税額を追加納付しなければならないとあります。

問題は、それまでの定期減免税額を追加納付する際、税務部門が採用しているデータ管理システム CTAIS (China Taxation Administration Information System) 内で延滞税が自動発生しているということです。

「中華人民共和國稅收徵收管理法」(中華人民共和國主席令 第 49 号)に従って、CTAIS 内で自動発生した延滞税を納付しなければならないのでしょうか。

「中華人民共和國稅收徵收管理法」第 52 条では、「稅務機關の責任により、納税人、源泉徴収義務者が税金を未納、または少なく納付した場合、稅務機關は三年以内に納税人、源泉徴収者に対して税金の追加納付を要求することが可能であるが、延滞税を徴収してはいけない。」と規定されています。上記条文は延滞税を納付しない根拠にならないでしょうか。

回答意見:

「外商投資企业和外国企業所得税法」第八條では、「經營期間が十年以上となる生産性外商投資企業は、利益が初めて計上された年度から、企業所得税の兩免三減半優遇政策を享受することができる。但し、經營期間が十年に満たない外商投資企業である場合、免税、または減免された企業所得税額を追加納付すべきである。」と規定しています。上記規定は実体法^{*1}の範囲内に属するものですが、延滞税の追加徴収は手続法^{*2}の範囲に属します。

よって、ご質問の追加納付税金内に延滞税を含むべきかどうかという問題は、「中華人民共和國稅收徵收管理法」の規定に従うことになります。

これに対して、我々は「中華人民共和國稅收徵收管理法」第 52 条の規定が比較的明確であると認識しています。

即ち、稅務機關の責任に起因する追加額額は、延滞税を含まないべきです。それ以外の場合は、延滞税を追加徴収すべきということになります。

上記回答は参考目的のみご使用ください。詳細な処理方法は所轄の稅務機關でご相談ください。

2011年5月13日

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は情報提供を目的に作成されており、その正確性を弊社及び情報提供元が保証するものではありません。また、掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、個別の案件につきましては、各方面の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、弊社及び情報提供元はその原因の如何に関わらず賠償の責を負いません。

***1 実体法**

法律関係それ自体の内容を定める法のこと。典型的な法律として、民法、商法、刑法などがあります。

***2 手続法**

実体法が定める法律関係を実現するための手続を定める法のこと。典型的な法律として、民事訴訟法、刑事訴訟法などがあります。